

国民年金の納付方法と任意加入制度のご案内

★市民課国民年金係
☎25-1114
支所市民福祉課市民税務係
☎72-1333
熊谷年金事務所
☎048-522-5012

国民年金保険料の納付方法 前納で割引が受けられます

国民年金保険料の納付方法は以下のとおりです。納付の際、まとめて前払い（前納）すると右表のとおり割引を受けることができますのでぜひご利用ください。

①口座振替

手続先 金融機関、熊谷年金事務所

用意 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、年金手帳、預（貯）金通帳、通帳届出印

②クレジットカード納付

手続先 熊谷年金事務所

※市から年金事務所への取り次ぎもしています。

用意 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、年金手帳、クレジットカード

※①②で前納する場合の新規・変更の申込期限は2月末日（6か月前納の後期の申込期限は8月末日）です。

③日本年金機構から送付される納付書で納付

納付窓口 金融機関、郵便局、コンビニ等

※納付書による前納については、熊谷年金事務所へお問い合わせください（専用の納付書が必要です）。

④電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）

※手続方法等については、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

参考 令和2年度 国民年金保険料納付方法別の割引額早見表

納付方法	1回あたりの納付額	割引額	
口座振替・クレジットカード納付の翌月末振替、納付書	16,540円	なし	
前納	当月末口座振替（早割）	16,490円 50円	
	6か月前納（前期：4月～9月分） （後期：10月～翌年3月分）	□座 98,110円	1,130円
		納クレ 98,430円	810円
	1年前納（4月～翌年3月分）	□座 194,320円	4,160円
納クレ 194,960円		3,520円	
2年前納（4月～翌々年3月分）	□座 381,960円	15,840円	
	納クレ 383,210円	14,590円	

※表中「□座」は口座振替、「納クレ」は納付書・クレジットカード納付を指します。
※納付額や割引額は当該年度の保険料額によって変動します。
※当月末振替（早割）ができるのは口座振替のみです。

国民年金の任意加入制度 60歳以降でも国民年金に加入できる制度です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は公的年金制度への加入が義務づけられています。

しかし、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、納付期間の不足により老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降も国民年金に任意で加入することができます。

※申出月からの加入となります（遡っての加入は不可）。

加入条件

次の①から④のすべての条件を満たす方

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④厚生年金保険に加入していない方

※①に該当する方は、60歳の誕生日の前日より任意加入できます。

※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方、外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

保険料の納付方法

原則、口座振替（外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方を除く）

申請場所 市民課国民年金係（市役所1階）、支所市民福祉課（アスパアこだま内）

必要書類

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）
- ②年金手帳
- ③預（貯）金通帳及び通帳届出印

▶市民税・県民税の申告手続きにはマイナンバーが必要です

◎本人申告の場合

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能

マイナンバーカードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	代理人の身元確認書類	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人のマイナンバーカード ●本人の公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ	●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ	●マイナンバーカード ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ ※各書類とも写しでも可。

本庄税務署からのお知らせ

★本庄税務署☎22-2111（自動音声案内）

■確定申告には自宅からでも申告できるe-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等で確定申告書が作成できます。

《e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作についてのお問い合わせ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付日時 月曜日～金曜日（休日を除く）・2月21日(日)・28日(日)・3月7日(日)・14日(日)
午前9時～午後8時（3月16日(火)からは午前9時～午後5時）

■本庄税務署に所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

期間 2月16日(火)～3月15日(月)

（土・日・休日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後4時

相談時間 午前9時～

※本年度は還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けます。

■確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は会場で当日配布します。LINEを使ってオンライン事前発行も可能です。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。



国税庁確定申告特集ページ

▶申告日程表

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地域	地区	会場
2	12	金	本庄	中央、本庄	市役所（受付：1階市民ホール）
	15	月		南、前原、緑	
	16	火		東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
	17	水		日の出	
	18	木		朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	19	金		四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
3	22	月	児玉	長浜町、鍛冶町、上町、下町	セルディ
	23	祝		仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	24	水		第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	25	木		長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	26	金		児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
	3	1		月	
2		火	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬		
3		水	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手		
4		木	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友		
5		金	千代田、見福		
7		日	市内全域		
8		月	小島南、下野堂		
9		火	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関		
10		水	柏、栄		
11		木	若泉、小島		
12		金	西富田、蛭川、入浅見、下浅見		
15		月	市内全域		